

### 73回目の憲法記念日によせる会長談話

1 1947年（昭和22年）5月3日に施行された日本国憲法は、一度の改正も経ることなく、2020年（令和2年）5月3日、73回目の憲法記念日を迎えます。国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義といった重要な基本原理は、国民の期待と信頼の下に基本的に堅持され、国家権力への歯止めとして機能してきました。しかし、今、日本国憲法を取り巻く環境は危機的状況にあります。だからこそ、私たちは、日本国憲法の理念や目指しているものについて、憲法が成立した原点に戻って考える必要があると考えます。

2 日本国憲法が最高価値とするものは、個人の尊厳であり、国民一人ひとりが個人として尊重されなければならないことを規定しています（憲法13条）。

しかし、個人の人格の尊重が求められる中で、全ての国民の基本的人権は真に保障されているのでしょうか。

たとえば、ハンセン病患者やその家族へのこれまでの対応は、憲法13条にかなうものだったのでしょうか。長らく筆舌に尽くしがたい不当な差別を受け続け、明確な人権侵害があったことが、ようやく司法判断において認められるようになってきてはいますが、反省と人権の回復に向けた国の施策は十分なものと言えるのでしょうか。

LGBTすなわち性的少数者に対しては、どうでしょうか。未だ本人の自認する性が尊重される社会とは程遠い状態ではないのでしょうか。

また、憲法24条において、両性の本質的平等が定められているにもかかわらず、未だに夫婦別姓制が実現しないのは何故なのでしょう。私たちは、賛成派、反対派の両論について真摯に向き合っているのでしょうか。法律婚において同姓を強制されることが社会生活において大きな負担をかけることや人格権への侵害のおそれがあることへの理解は進んでいるとは思われません。

社会的弱者である子どもたちに対する虐待がなくなるのは何故でしょうか。その背後には私たちの社会が抱えている重大な欠陥があるのではないのでしょうか。子どもたちの生命や人格・尊厳が危機にさらされているのに、国・地方自治体・児童相談所・学校等における対応は、後追いのであり未だ不十分と言わざるを得ません。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年4月7日、7都府県において緊急事態宣言が発出され、同月16日にはこれが全国に拡大される事態となっていますが、緊急事態宣言により、国民一人ひとりの人権が過度に制限されることはないのでしょうか。人権の制限の必要性が認められる事態であるからこそ、その限界が十分に論じられなければなりません。感染拡大という目的を超えたなし崩し的な人権侵害が発生・継続することのないよう

に、その発令の可否、範囲、期間および手続き等について慎重に検討する必要があります。

- 3 日本国憲法の重大な基本原理である民主主義の理念（憲法前文、43条1項、96条等）に目を転じれば、国民の意見や考え方は、現に行われている政治には十分反映されているでしょうか。

杜撰な文書管理、疑惑に対する政府の表面的な答弁が繰り返される国会は、私たちが望んでいる姿でしょうか。国会が真に国権の最高機関（憲法41条）であるために私たちは何ができるのでしょうか。

基地問題の解決には、本当に沖縄の辺野古基地移設しか方法がないのでしょうか。沖縄にだけ基地の負担を負わせる事態は、憲法が保障する法の下での平等（憲法14条）や地方自治の本旨（憲法92条）に反するものと言わざるを得ません。

- 4 残念ながら、今も世界中で紛争が絶えず、このような国際情勢にどのように向き合うかが重大な課題となっています。

そのような状況の中、自衛隊を憲法に明記するなどの憲法9条改憲などが提案されています。

しかし、このような対応をとることが本当に正しい選択なのでしょうか。ひとたび戦争の惨禍に巻き込まれたらその被害は取り返しがつかないものとなるでしょう。武力の強化は決して最善の方法ではなくむしろ最悪の方法とも考えられるのですが、冷静かつ客観的な議論が今現在なされているのでしょうか。

閣議決定による集団的自衛権の行使容認やそれを前提とした安全保障関連法が、憲法違反であることを当会も表明してきました。このような事態が続くことは、国民を戦禍に巻き込む可能性を大きくするものであり、憲法のもつ崇高な理念であり基本原則である恒久平和主義を危機にさらすものです。

- 5 確かに、日本国憲法を取り巻く状況が、70余年を経て、大きく変わったことは紛れもない事実です。

しかし、日本国憲法が定めているのは人類普遍の原理であり、その価値は、たとえ社会情勢、国際情勢が大きく変わろうと、決して減少するものではありません。それどころか、この価値は一層重要性を増してきているとも言えるものです。

私たちが、この価値を忘れたとき、私たちは大きなしっぺ返しを受けるはずです。昨今の出来事を見るに、異質な意見を排除する風潮が社会に蔓延し始めているように思います。異質な意見の排除は、結局のところ、社会を委縮させ、新たな発展の芽を摘み、人類にとって著しい不利益をもたらすだけです。

愛知県で開催された「表現の不自由展」の顛末をみると、危機はすぐそこま

で迫っていると言わざるを得ません。

長野県知事が県護国神社の支援組織の会長を務め、神社施設の修復のための寄付金集めの趣意書に名を連ねていたことも極めて問題と言わざるを得ません。

個人が自由闊達に言いたいことが言える社会こそが私たちの目指すべき社会と信じます。また信教の自由も、個人に内在する心情に関わることであり、為政者には慎重なうえにも慎重な対応が求められているのです。

先に触れた新型コロナウイルスの感染拡大に伴う問題に関連し、このことを、いわゆる緊急事態条項を新設する改憲が提案され助長される契機とすることは極めて危険であり、冷静な環境での慎重かつ十分な検討が求められています。

- 6 今、私たちは、改めて、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」（憲法97条）という規定の重さを噛みしめなければならないと思います。

日本国憲法の理念や本質を深く知り、ともに考え、議論し、さらには社会におけるあらゆる人権侵害や不平等に対して、その被害を受けている人々の心情を十分くみ取り、同じ立場に立って、自分自身の問題として、解決する姿勢を持たなければならないと考えます。そして、人類の歩むべき、生きる権利や個人の尊重を中核とした基本的人権が十分に保障され、真の民主主義が確立され恒久平和が実現される社会を、着実に目指していく必要があります。

当会は、この目標を達成するために全力を尽くします。

2020年（令和2年）5月1日

長野県弁護士会

会 長 中 畠 知 文